

# 1960 年安保闘争－静岡県民はどう闘ったか

小池善之

## はじめに

本稿の課題は、戦後日本の最大の社会運動であった 1960 年の日米安保条約改定阻止の闘いが、静岡県においてどう闘われたかを明らかにすることである。この課題に関わる記述に関してはすでにいくつかの文献がある<sup>1</sup>が、しかし多彩な運動の一つとしてとりあげるだけで、具体的な展開について記されているわけではない。今回社会民主党静岡県連合に所蔵されていた資料をもとに、紙数の許す限りその動きを具体的に追った。ただ安保闘争は政治の中心である東京を主な舞台に闘われたことから、全国的な闘いの展開についても記し、その後に静岡県の闘いを記した。全国と静岡県との闘いとを有機的に捉えていただくようお願いしたい。

また 2015 年、安保体制が新たな段階に入った現在の時点に於いて、ただ単に 60 年の安保闘争を叙述するだけでは、その歴史的な意味を明らかにすることはできないと考え、最初に日米安全保障条約の歴史を簡単に記し、安保闘争の前哨戦でもあった警職法闘争、さらに直接安保体制とつながる砂川事件を、前景に配した。

したがって構成は以下ようになる。

- 1 日米安全保障条約とは
- 2 警職法反対闘争
- 3 砂川事件
- 4 安保反対闘争

## 1 日米安全保障条約とは？

### (1) はじめに

2015 年 9 月 19 日未明、「安全保障法（「戦争法」）」案が自民党・公明党などにより強行採決され、海外で展開される戦闘行動に自衛隊を参加させることが可能となった。戦後一貫して、日本は「平和国家」として海外での戦闘に参加してこなかったが、ここにきて日本はその「平和主義」を完全にながし捨てようとしている。また 2016 年 7 月の参議院議員選挙で自民党や公明党などが議席を伸ばしたことから、「平和国家」は危機を迎えている。

振り返ってみれば、日本国憲法の「平和主義」を蚕食し、それを無化しようとしてきたのが安保条約に基づく安保体制であった。1945 年に終わった戦争を体験した日本国民は、二度と悲惨な戦争をくり返さないことを誓い、日本国憲法の「平和主義」を護り発展させようとしてきた。しかしその前に立ちはだかったのが、安保体制であった。戦後展開された平和運動は、すべてその安保体制との闘いであったともいえよう。日本国民が安保体制

---

<sup>1</sup> 『静岡県労働運動史』、『静岡県史』近現代通史編二（1997 年）など。

と闘った最大の闘いは、1960年の安保闘争であった。本項は、その安保闘争について記すが、その前に日米安保体制の経緯を記しておかなければならない。

## (2) 安保条約の締結

1945年の敗戦の後、日本にはアメリカを中心とする占領軍がポツダム宣言を履行すべく駐屯した。ポツダム宣言は日本の「民主化・非軍事化」を図るものであり、占領軍の支配の下、様々な改革がなされた。日本国憲法の制定もその一環であった。

ところが、アメリカを中心とした資本主義陣営と、ソ連を中心とした社会主義陣営との対立が強まり、世界は東西「冷戦」の時代に入り、日本も資本主義陣営の一員としての位置づけを与えられた。それはアメリカの要求であったが、同時に日本の支配層もそれを望んだ。

1949年秋からアメリカは対日講和の準備を始めたが、アメリカの軍部はそれに反対した。ところが1950年6月朝鮮戦争が勃発し、日本の戦略上の重要性が認識され、アメリカの中に講和の気運が高まった。その際のアメリカの方針は、占領期と同じようにアメリカの軍隊を、日本のどこにでも、アメリカが望む期間駐留させ、自由に行動できるようにするというものであった。したがって講和は、ポツダム宣言や極東委員会などの制約を除去し、日本をアメリカの従属下に置くための手段でもあった。ただ、際限のない外国軍の駐留は主権侵害となり、占領下か、あるいは植民地における宗主国の軍隊駐留の例しかないため、それを実現するためには、日本の自主的な要請を引き出すことが必要であった。

同年8月には、占領軍の命令により「警察予備隊」が設置された。他方、日本国内では全面講和か、単独講和かという講和論争が高まったが、時の吉田茂内閣は資本主義陣営との単独講和を選択し、その際吉田は、講和後もアメリカ軍の駐留を認める方向を示した。吉田は、アメリカ軍の駐留を認めることを基本としながらも、いくつかの案を用意していたが、その中から日本側からアメリカ軍の駐留を求めるという案をアメリカ側に提示した。1951年1月30日のことであった。その後、日本がアメリカ軍の駐留を要請し、それにアメリカは同意するという方向で進んでいくのだが、その背景には昭和天皇の意向があったことが指摘されている<sup>2</sup>。昭和天皇は、天皇制（国体）を、アメリカ軍によって護持しようとしたのである。

1951年2月、アメリカは「平和条約」、「日米協定」、「実施協定」の三つの案を提出してきた。それぞれ、サンフランシスコ講和条約、日米安保条約（旧）、日米行政協定の原案となるものであった。

1951年9月、サンフランシスコで講和会議が開かれた。この会議には中国は招待されず、また朝鮮（大韓民国）も招請されなかった。8日、日本を含めた49カ国が講和条約に署名、同じ日、「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」（旧安保条約）が結ばれた。この条約には、吉田茂だけが調印した。旧安保条約の全文が公表されたのは、調印の2週間前、全権団はそれまでその内容を知らされていなかった。秘密裏に進められたのは、この安保条約が日本の主権侵害を許すものであるという非難をかわす狙いもあった。ただし、昭和天皇はその内容を知っていた。彼が望む内容であったからである。

---

<sup>2</sup> 豊下楯彦『昭和天皇の戦後日本』（岩波書店、2015年）。

10月からは講和条約と安保条約の批准をめぐる国会が開かれた。審議に先立ち、日本社会党は大会を開き党の方針を決定しようとしたが、講和条約・安保条約ともに反対の左派（左社）と講和条約賛成・安保反対の右派（右社）とに分裂した。ちなみに同党は1949年12月「全面講和」「中立」「軍事基地提供反対」、さらに51年1月さらに「再軍備反対」を加えて党の基本方針としていた。

国会では、講和後も米軍が駐留を続けること、アメリカによる日本防衛の義務が明文化されていないこと、国内治安維持に米軍の出動を認めたこと、条約に期限がないことなどが審議されたが、最終的にはこの両条約とも可決・承認された。なお講和条約第3条により、沖縄は本土から切り離され、そのまま米軍の支配下に置かれることとなった。

ところでこの安保条約は以下の内容をもつ。

まず「全土基地方式」といわれるように、アメリカの軍事行動に必要な一切の基地と施設を無条件に提供する義務を負うこと、駐留アメリカ軍に占領中と同様の特権が認められたこと（「日米行政協定」）、在留米軍は日本の安全保障の義務は負わず日本の内乱には出動できること、日本の再軍備を義務づけたこと、以上である。まさに対米従属を本質とする、不平等かつ片務的な条約であった。

その後1954年3月には「日米相互防衛援助協定」（MSA協定）が結ばれた。アメリカからの武器供与と、日本の軍備（とりわけ地上軍）増強を規定するものであった。警察予備隊は1952年7月保安隊となっていたが、この協定を受けて自衛隊に改編された。

同年12月、吉田内閣が総辞職し鳩山一郎内閣が誕生した。翌55年10月分裂していた左右社会党が統一し、また保守政党の民主党・自由党も合同し、いわゆる「55年体制」が成立した。鳩山内閣は、1956年の日ソ国交回復、日本の国連加盟を経て総辞職、その後石橋湛山内閣が成立した。しかし石橋内閣は首相病気のために短命に終わり、1957年2月岸信介内閣が誕生した。岸は、戦時中、「満州」国の高官として経済の軍事化を進め、また東條英機内閣の商工大臣として戦時経済体制を推進する中心人物であった。敗戦後、A級戦犯として拘留されたが1948年に釈放され、その後政界の実力者となった。

### （3）岸信介と安保条約改定

「日米安保体制の中核である安保条約の改定こそが、岸の政策課題群における最優先の位置を占めていた」<sup>3</sup>といわれるように、岸（政権）は安保改定実現に邁進した。岸が安保改定を目論んだ理由の一つは、アメリカの「対等の協力者」としての証しとして「アメリカの日本防衛義務」を条文化すること、もう一つはそのために「日本の防衛力増強の努力をアメリカに認めさせ」る<sup>4</sup>ことであったとされている。

こうした考えの背景には、アメリカのバンデンバーグ決議（1948年）があった。「自助および相互援助」の軍事力を持たない国家はアメリカの「対等の協力者」たりえない、という考えである。1951年の安保条約に、そうした力を持たないアメリカによる日本の防衛義務が記されなかった理由がそれである。だから岸は、日本の軍事力を増強（「第一次防衛力整備3カ年計画」）し、そして東南アジア諸国・台湾を歴訪して日本が「アジアの盟主」であることをアメリカに印象づけようとした。1957年6月、岸は「日米新時代」を掲

---

<sup>3</sup> 原彬久『岸信介』岩波新書、1995年、183頁。

げて訪米した。

アメリカは、駐日大使ダグラス・マッカーサーの働きによって、安保改定に動き始めた。大使は、日本のアメリカに対する「相互援助」は、自衛隊の海外派遣ではなく、日本国内での米軍基地の提供であるという論理を使用した。その背景には、もちろん日本国憲法第9条があった。

安保改定交渉は、1958年10月から始められた。しかし改定交渉は中断せざるを得なかった。後述する警職法改正案に対する激しい闘争が起きたからである。その闘いにより、警職法「改正」案は、審議未了・廃案となった（後述）。

1960年1月、岸は訪米し、アイゼンハワー大統領との間で新安保条約に調印した。新安保条約には、アメリカの日本防衛の義務が一応明記された（第5条）。そして第6条の「極東における国際の平和」のために米軍が日本にある基地を戦闘作戦行動に使用する場合の「事前協議制」が導入され（「安保条約第6条の実施に関する交換公文」）、条約に期限が付され（第10条）、日米行政協定が日米地位協定となる（第6条）などの改変がおこなわれた。また「日米安保体制は、日米安保条約、日米行政協定、密約という「三層構造」から成りたっている」<sup>5</sup>というように、密約も存在した。それは事前協議制度に係わるもので、核搭載艦船の寄港（核兵器の「持ち込み」）は事前協議の対象外であること、朝鮮有事の際には事前協議がおこなわれないことであった<sup>6</sup>。

なお事前協議は、その後一度も行われたことはなく、まったく形だけのものであったことが判明している。また新安保条約は、改定はされたが、「全土基地方式」、米軍による基地の自由使用など、旧安保と本質的な変化はなく現在に至っている。

さて、1960年1月30日からの国会は「安保国会」といわれ、この新安保条批准に向けての討議が行われた。論戦は、主に「極東」の範囲、事前協議制度、そして第5条の「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続きに従って共通の危険に対処するように行動する」という条文について、アメリカが極東で某国と戦争となり、その過程で日本領域内の米軍基地が攻撃されるとなると、自衛隊も在日米軍と行動を共にすることとなり、これにより日本が戦争に巻き込まれる危険があることについて行われた。

その間、4月には韓国で学生たちが13年間にわたる李承晩独裁政権を倒し、日本の安保反対闘争を力づけた。また5月5日、アメリカ軍のU2型機がソ連領内でスパイ行為をしていてソ連軍に撃墜され、日本が戦争に巻き込まれるという安保条約の危険性が示され、安保反対の声を大きくした。

岸政権は、5月19日、衆議院で警官隊500人を導入して安保条約を強行採決した。そして6月19日の自然承認まで、激しい闘いが展開された。これについては、安保闘争の項目で詳しく記すことにする。

## 2 警職法反対闘争

---

<sup>4</sup> 原、前掲書、227～8頁。

<sup>5</sup> 吉次公介「アジア冷戦のなかの日米安保体制」、『岩波講座日本歴史』第19巻所収、45頁。

<sup>6</sup> 吉次、前掲。

**ある日突然に** 1960年の安保闘争の前に警察官職務執行法改悪反対の全国的な闘いがあった。いわゆる警職法反対闘争である。

1958年10月8日、岸信介内閣は、突然、「警察官職務執行法」の改正案を国会へ提出した。この法案については、岸内閣の施政方針演説にも提出法案の予定表にもないものであり、また法務省などの関係官庁、自民党幹部・内閣ですら十分知らされないままに突如として提出されたという代物であった。

**警職法改悪案の問題点** 警察官職務執行法は、本来警察官の職務権限を限定するものであるが、改正案の内容は、逆にその権限を大幅に拡大するものであった。所持品検査・凶器の一時保管などを新設するとともに、警察官による「保護」を規定した第2条に「公開の施設、場所で公衆に著しく迷惑をかけるおそれのある者」を追加、犯罪の予防を制止するための第五条に「公共の安全と秩序を著しく乱す場合」も制止できるようにするなど、「公共の安全と秩序」概念を前面に押し出した治安対策的な傾向が強く、同時に警察官の恣意的な行動を容認するもので、当時の国民には既視感があったのである。

戦前の日本では、警察の権限はほとんど無制限であった。たとえば治安警察法（1900～1945）、警察犯処罰令（1908～1948）、違警罪即決例（1885～1947）、行政執行法（1900～1948）などがあり、治安維持法（1925～1945）もあった。このうち、治安警察法は結社権の恣意的な剥奪を可能にし、集会などを警察の監視下に置き、また警察官による禁止・制止・中止も可能とし、政治権力への批判の自由を完璧に奪っていた。行政執行法は、警察官に保護検束だけではなく、「暴行、闘争其ノ他公安ヲ害スルノ虞アル者」の予防検束を許容し、身体の自由を警察官の恣意に委ねるというものであった。警察犯処罰令は住所不定、生業なく徘徊する者などの拘留を可能にするものであった。警職法改悪案は、このような戦前の治安立法と同様に警察の恣意的な運用を可能にするもの（警察の行動の自由を保障するもの）であり、まさに「警察国家の復活」を企むものとして認識されたのである<sup>7</sup>。

岸にとってこの警職法「改正」は、安保改定を強行する上での「秩序を維持するため」<sup>8</sup>に必要であった。まさに警職法「改正」の動きは、安保改定の一環であったのである。

**反対闘争始まる** 法案提出を「容易ならぬ民主主義の危機」、「人権侵害時代の再現」、「民主主義運動を圧殺する」ものと捉えた日本社会党はその即時撤回を求め、今後の国会の審議に応じないとして反対運動を開始した。10月11日から日本社会党は、総評、全労、新産別、中立労連、全日農、護憲連合などと協議し、13日には、「警職法改悪反対国民会議」を結成した。これは首都での闘いの主体であると同時に、全国でやがて巻き起こるであろう闘いの中枢となるものであった。社会党中央は同日、全国に向け「「警察官職務執行法改悪案」反対闘争に全党総決起せよ」と指令を出した。各県連は「民主団体を結集して共闘会議を結成」し、次の行動をおこせと命じた。直ちに街頭に進出し世論に訴えること、『社会新報』号外などをつかい宣伝活動を行うこと、反対決議をあげその文書を国会議員などに送ることなどであった。また14日には、組織方針として、「社会党を中心に党に協力する民主団体を含めた共闘であること、共産党とは共闘しないことを統一原則にし、

<sup>7</sup> 宮内裕『戦後治安立法の基本的性格』有信堂、1960年。

なお青年、婦人団体からそれぞれ幹事団体に加える」が通達された<sup>9</sup>。総評も14日拡大幹事会を開き、「警察国家再現反対」をスローガンにすることを決定、10月24日臨時大会を開きストライキなどの実力行使を決めた。全労や新産別も職場大会を開き、世論を喚起する行動方針を決定した。このように警職法改悪反対の動きはきわめて迅速であった。

10月末には全都道府県で共闘組織がつくられ、全国地で集会やデモが展開された。11月7日時点で396団体、組織人員は1000万人を超えた。政党や労働組合だけではなく、平和団体、文化団体、学術研究団体、宗教団体、医師会、婦人、学生、青年の諸組織、そして山岳会、同人誌グループなども参加した。

「デートを邪魔する警職法」というスローガンも掲げられ、反対運動は一挙に昂揚した。その後、社会党を中心に、労働組合、市民組織など「警察国家の再現」に危機感を抱いた人々の効果的な闘いが波状的に展開された。その結果、11月23日の自民党、社会党の党首会談において、「警職法改正案は審議未了とする」という社会党の主張が「申合せ」として確認された<sup>10</sup>。警職法の改悪は阻止されたのである。

**静岡県の闘い** この警職法改悪反対の闘いは、静岡県でも広汎に展開された。

10月10日、勤評反対県民会議主催の総決起大会が開かれ、そのとき警職法改悪反対決議が緊急提案され採択された<sup>11</sup>。

10月11日、同月9日に反対声明を出した日本共産党中央の動きと歩調をあわせ、同党静岡県委員会は、日本社会党県連合へ「一層の緊密な連携をお願いする」という申し入れを行った<sup>12</sup>。

10月15日、社会党県連合、県評、全労などが参集して「警職法改悪反対県民会議」を結成することを決定、県評はすぐに16日常任幹事会を開催、中央と行動を共にしつつ、「労働運動をはじめあらゆる民主主義的国民の運動や諸権利を根絶する意図をもっているこの法案の撤回まで、あらゆる力を結集し断固闘う方針を決定」し、翌17日には各単産、地区労に対して「警職法改悪反対闘争についての要請」を送付した。それには、全民主勢力を結集して、地域に「共闘会議」を組織すること、22日に職場大会・地域集会を開催して決議を挙げ、政府・自民党などに抗議電報を打つこと、25日に県全体の集会を開催すること、28日には職場で時間内職場集会をもつことなどの指示が記されていた。また具体的な活動として、各単産・地区労が機関紙特輯号の発行、ビラ・ポスター、垂れ幕などの作成、講演会などの開催、ビラまきの実施が提案されていた。

10月21日、「警職法改悪反対県民会議」が発足した。参加団体は、社会党、県評、全労、遠労、静岡県母のつどい連絡会、護憲連合、原水協、農民組合、静岡大学教授団、静岡大学教職員組合、静岡大学学生自治会、県青年婦人会議、社会主義協会、県開拓者連盟、民主主義科学者協会県支部、日ソ親善協会などであった。議長は、神成昇造（社会党）、副議長には松本広（県評）、田坂憲臣（全労）、小笠原英三郎（静岡大学）、事務局長曾根頼（社会党）が就任した。

---

<sup>8</sup> 『岸信介の回想』文藝春秋、1981年。

<sup>9</sup> 「警職法反対闘争について」（『警職法反対闘争』、社会民主党静岡県連合所蔵）。

<sup>10</sup> 『資料 日本社会党五十年』（1995年）、213頁。

<sup>11</sup> 『静岡県労働運動史』、879頁。

<sup>12</sup> 日本共産党静岡県委員会「申入書」（前掲、『警職法反対闘争』所収）。

そして県内 21 地区に闘争組織が結成された。基本的には、社会党、共産党、地区労、原水協などがその中心組織であるが、たとえば熱海では熱海露天商組合、北駿地区では東富士入会組合、三島地区では旅館組合、料理飲食店組合、仏教会が参加し、その他の地区でも劇団や合唱団、キリスト者、青年団連絡協議会、女性団体など幅広い分野の団体が参加している。

伊東市では、9月26日の台風22号による被害により運動の立ち上げが遅れたが、10月21日、地区労、社会党、共産党の三団体が集まり、「臨検復活」に不安を感じずる観光業者をも引き入れる必要があり、できうる限り幅広く呼びかけようと協議した。その結果、同月26日には社会党、共産党、親和会（旅館の番頭の組合）の代表者が参集し、伊東警職法改悪反対会議を結成（代表は社会党の大野寿一、事務局を共産党の太田慶太郎）、28日には羽仁五郎を招いて講演会を開催、それには100名が集まった。そして11月5日には統一行動で550名を集め、抗議大会をもった後、提灯デモで市内を一巡した。その他街頭署名活動も行った。このように、地域の実情に即した様々な運動が各地区で繰り広げられたのである。

10月25日には、全国と連動して静岡市で警職法改悪反対県民大会が開催され、また同じ日に沼津と浜松でも市民大会が開催された。それ以降各地で抗議集会、提灯行列、街頭宣伝が展開され、署名活動も積極的に取り組まれた。ビラは10万枚が作成され、各地で配布された。

また労働組合は、職場集会を何度も持ち（10月22日、25日、28日）、それぞれの地区で行われる集会などにも積極的に参加すると共に、各職場では反対決議をあげ、また激励文を作成した。近江絹糸紡績労働組合富士宮支部は「言論・集会の自由と人権を犯す警職法改悪反対！岸クンのタクラミをよく知ろう！」というビラを出し、東洋紡績労働組合浜松支部は、警職法の改悪は「警察国家の再現」であり、「権力が乱用されがちなのは歴史の示すところ」<sup>13</sup>であるとして、反対決議をあげた。中部電力労組各支部は、社会党本部に激励文を送付した。

11月4日、国会では予鈴なしに突然衆議院本会議が開かれ、混乱の中、自由民主党により会期延長が強行された。これが反対闘争に油を注ぎ、翌5日、総評、全労、新産別、中立労連に結集する労働組合が一丸となって統一行動を展開した。静岡県では、全労働組合が30分以上の時間内職場集会に取り組み、夜間には抗議集会に参加した。国鉄労働組合は沼津機関区分会を拠点にして勤務時間に食い込む職場集会を行い、東海道本線の特急・急行列車を立ち往生させた。

そして11月15日の統一行動は、沼津、静岡、浜松の三箇所ですべて「警職法改悪に反対し、民主主義を守る母と娘と子供の集会」が開催され、その後風船デモを敢行した。ちなみにこの日、全国各地で開かれた集会に、1500万人が参加した。

自民党内部にも執行部のやり方に不満を表明する動きもあらわれた。11月9、10日、岸首相は吉田茂、鳩山一郎、石橋湛山を歴訪したが、鳩山、石橋は改正案審議未了で事態の收拾を図ることを勧告した。社会党は12日臨時党大会を開き、会期延長無効、警職法廃案、衆議院正副議長辞任を決め、自民党との交渉を開始した。11月22日、自民党・社会党の

---

<sup>13</sup> 東洋紡績労働組合浜松支部「決議文」（前掲、『警職法闘争』所収）。

党首会談がもたれ、警職法改正案を審議未了（つまり廃案）とし、衆議院を自然休会とすることなどが合意された。警職法改悪案は、全国的な闘いによって廃案に追い込まれたのである。

**講演会** 闘いに目標をもち、運動を持続するためには、学習が欠かせない。県民会議でも意識的に「地区会議が中心となり、学習活動を進める」（第一回幹事会報告書）ことを追求し、以下のように県下各地で学習・講演会がもたれた。その動きを詳述すると、10月22日静岡市（熊倉武）、25日静岡市（中野好夫、宗像誠也）、28日伊東市（羽仁五郎）、28、29日沼津市（秋沢修二）、28日磐田市（角田豊）、30日島田市（小笠原英三郎）、31日静岡市（鈴木安蔵、秋沢修二）、11月4日掛川市（戒能通孝）、5日熱海市（山川菊栄）、三島市（角田豊）、14日沼津市（神成勝次）、14日下田市（角田豊）、15日鷺津町（秋沢修二、竹本孫一）、25日熱海（鈴木安蔵）というように、県内各地で学習講演会がもたれている。静岡大学の教授が各地で講師となり（「静大教授団187名が非常に積極的である」という記述がある）、また東京からも知識人が招聘され、各地で警職法改悪反対の意志をつくりだしていったのである。

**警職法闘争の成果** 警職法改悪を阻止できた理由は、日本社会党の院内での活動、そして全国的な労働組合の統一した行動、全国各地で展開された様々な階層の人々の結集により繰り広げられた各地域の闘いがあったからである。

当時社会党は、次のように考えていた。警職法改悪の動きは、この後に続く防諜法、秘密保護法、安保条約改定から憲法改正に至る「反動政治コースのさきぶれとしてだされてきたもの」<sup>14</sup>であり、この闘いを、岸内閣打倒、国会解散、民主主義擁護、警職法の再提出絶対阻止、安保条約の解消へと向けたものにしなければならない、としたのである。そして全国各地で組織された地域の共闘組織をそのまま「平和と民主主義を守る」ものへと移行させなければならない、とくに安保条約解消、安保体制打破の運動として発展させなければならないとした。

静岡県でも、11月25日警職法改悪反対県民会議の幹事会が開かれ、「幅の広い統一戦線をもりあげて警職法改悪案を審議未了に追い込んだのは大きな成果」であるとしながら、再び改悪案を上程してくる可能性があるので、「組織も名称もそのまま続け、反動立法を阻止し、民主主義を守る力をより広くより深く育てていく」と報告した。そのうえで県民会議は、県内各地の団体に対して地区会議などを続けること、運動をより広く、より深く浸透させることを求める文書<sup>15</sup>を配布した。

警職法改悪反対の闘いは、1960年の安保闘争につながる闘いとしてあった。

### 3 砂川事件

**砂川事件** 1955年に入り、アメリカは空軍機のジェット機化に伴う飛行場の拡張を求めてきた。鳩山内閣はその要求を受け入れたが、基地のある自治体では反対の姿勢を明確にした。立川基地のある砂川町では拡張反対を決議し、町長以下基地拡張反対同盟を組織して絶対反対の姿勢を示し、拡張ための測量を実力で阻止していたが、同年9月、政府が2000

---

<sup>14</sup> 「警職法改悪粉砕闘争の総括と今後の闘いについて」、前掲『警職法闘争』所収。

名の警官を動員したため、多くの負傷者がでた。そして11月にも、流血の衝突が起きた。これを契機に今まで住民の闘いを支援していた社会党・総評は戦術を転換し、動員を見合わせたことから測量が実施されてしまったが、反対派の地主たちは闘いを継続した。

翌1956年9月、日本社会党は「立川基地拡張測量強行の中止を」求める声明を出し、砂川住民の闘いを全面的に支援することを表明した。昨秋に引き続き測量（第二次測量）を強行すべく、10月12日、政府は警官隊を大量導入した。しかし、住民や労働組合員、学生らの強固な抵抗により阻止することができた。しかし翌13日、政府は暴力的に抵抗する人々を押しつけ測量を強行したため、大流血事件となった。町民は、「土地に杭は打たれても、心に杭は打たれない」という合い言葉で抵抗を続けた。

測量は、1957年6月に再開された。6月27日、7月8日の両日、警官隊と住民・支援者たちとの間で衝突がくり返され、このとき25名が米軍基地内に入りこんだという理由で検挙され、うち7名が刑事特別法で起訴された。

**伊達判決** この事件は東京地方裁判所で審理が行われ、伊達秋雄裁判長は、1959年3月30日判決を下した。それは、「日本が外部からの武力攻撃に対する自衛に使用する目的で米軍駐留を許容することは憲法9条2項によって禁止されている陸海軍その他の戦力保持に該当」し、「日本国内に駐留する米軍は憲法上その存在を許すべからざるもの」とし、アメリカ軍の駐留を認めた安保条約は憲法違反であり、したがってそれにもとづく刑事特別法は無効である、したがって被告人は無罪という内容であった。

この判決に驚いた日本政府は、最高裁判所に跳躍上告を行った。最高裁は異例の速さで審理を進め、同年12月16日、原判決破棄の判決を下した。

**日米合作の最高裁判決** 原判決破棄のために、日米両国がどのような行動をとったかは記しておかなければならない。

アメリカのダグラス・マッカーサー駐日大使は、伊達判決の翌日、外務省を訪れ、東京地裁判決を取り消すこと、直接最高裁に「跳躍上告」することを求めたのである。翌年の安保改定に影響がないようにしたいと考えたからであった。日本政府はそれに応じるとともに、田中耕太郎最高裁長官もマッカーサー大使と会談し、アメリカ側の要請に応じる構えを見せた。また最高検察庁も、アメリカの指示通りの陳述をするなど、日本国家挙げて伊達判決を葬る態勢を整えたのである。そして出された判決は、憲法第9条2項が禁じた「戦力」とは、「わが国がその主体となってこれに指揮権、管理権を行使し得る戦力をいうものであり、結局わが国自体の戦力を指し、外国の軍隊は、たとえそれがわが国に駐留するとしても、ここにいう戦力には該当しない」としてアメリカ軍の駐留は憲法違反ではないとし、さらに安保条約のように「高度の政治性を有するもの」は、「違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には、原則としてなじまない性質のものであり」、「裁判所の司法審査権の範囲外のもの」とするいわゆる「統治行為論」を主張し、「アメリカ合衆国軍隊の駐留は、憲法9条、98条2項および前文の趣旨に適合こそすれ、これらの条章に反して違憲無効であることが一見極めて明白であるとは到底認められない」というものであった。この論理は、アメリカ国務長官特別補佐官で

---

<sup>15</sup> 「警職法の審議未了に際して」、前掲『警職法闘争』所収。

あった国際法学者のジョン・ハワードが考えだした「論理」だという説がある<sup>16</sup>。

この最高裁判決は、安保条約に基づく法体系が、日本国憲法の法体系よりも上位にあるというあり方を示すもので、それが現在も続いているのである。

## 4 安保反対闘争

### (1) 東京における闘い

**安保改定の動き** 1957年2月に成立した岸信介内閣は、安保条約の改定を政策の柱に置き、アメリカとの交渉を開始した。アメリカも、その動きを歓迎した。

このような動きに対して日本社会党は、「この改定によって、日本の軍事的義務は増大し米軍と自衛隊との共同の軍事行動、自衛隊の海外派遣など日本が戦争にまきこまれる危険性は増大する」、「日本の軍事体制が一層強化されることになって国家権力の集中、反動政策が次々に進められ、国民の民主主義的権利に対する抑圧が強化される」、「アジアにおける国際緊張」が「激化」するとして、「改訂に反対し、条約そのものの解消」、「アジアの平和保障体制の確立」を図る方針を打ち出した<sup>17</sup>。

政府自民党が党内調整と対米協議をすすめるなか、1959年3月28日、国鉄労働会館で「安保条約改定阻止国民会議」が結成された。国民会議には、社会党、総評、中立労連、日本平和委員会、日本原水協など134団体が結集し、議長には、片山哲、風見章、松本治一郎、青野季吉ら6人が就いた。まず岩井章総評事務局長が経過報告を行い、その後各界からの代表挨拶があった。作家の中島健蔵、共産党の野坂参三（宮本顕治か?）、労働界から太田薫、日本社会党からは浅沼稻次郎らであった。運動の目標は、安保条約の改定を阻止し、その廃止に向けて全力を傾注すること、そしていかなる軍事ブロックにも加わらない中立を堅持し、もって世界史的な平和共存の道へと歩いていくこと、であった。警職法反対闘争で示したエネルギーをさらに幅広く結集していくことを誓い合った。

また国民文化会議や日本文化人会議に属する学者・知識人も安保改定反対の声明を発表するなど各界も動き始めた。

ちょうどこの頃、砂川事件の第一審判決が出され、安保条約が憲法違反と判示されたことから、判決は安保反対闘争に大きな励ましを与えた。

**日本社会党の分裂と国会構内集会** この年6月参議院選挙が行われた。社会党は安保改悪反対を訴えて選挙戦を闘ったが、議席は伸びたものの得票数、得票数を減らすという結果に終わった。そのため社会党内部で党内論争が行われ、最右派の西尾（末広）派が、社会党の方針を「反対一本やり」と批判、また安保反対運動から共産党を排除すべきだと主張した。これに対して総評は西尾発言と対決すべきとし、社会党も西尾の発言を問題視した。西尾派は10月17日、国会議員33名を引き連れて社会党を離れ、「社会クラブ」、のちの民主社会党を結成した。

この間、国民会議は数次にわたる統一行動を展開し、とりわけ6月25日の第三次統一行動には、39都道府県で160万人が参加した。7月には知識人により「安保問題研究会」が結成され、また11月には作家・評論家・芸術家らによって「安保批判の会」が組織された。

<sup>16</sup> 末浪靖司『9条「解釈改憲」から密約まで 対米従属の正体』（高文研、2012年）。

11月27日の第八次統一行動では、国会への陳情が予定され、労働組合員や学生約6万人が国会周辺を埋め尽くしていた。社会党などの国会議員団が陳情のため正門から国会構内に入った直後、学生のデモ隊が警官隊の警備を突破し正門から構内に入り、また労働組合員も後に続き、そこで約2万人の集会が繰り広げられた。集会は2時間程度で終了したが、マスコミはこれを国会「乱入」だとして非難、自民党もまた「集団暴力行為」であるとし、成立はしなかったが「デモ規制法」案を提出した。この事件は、その後の国会突入事件の前触れともなった。

マスコミの「乱入」攻撃の中、12月10日に予定されていた第九次統一行動における国会動員は中止となり、全国各地600箇所で開催された。第十次統一行動は、12月22日に取り組まれた。

**岸の訪米と国会審議の開始** 1960年1月16日、岸首相以下全権団が安保条約調印のためにアメリカへ向かうこととなっていた。この訪米に対して、国民会議では羽田空港で訪米阻止の行動を採用するかどうか議論を行ったが、それはやめ、結局日比谷野外音楽堂で調印反対中央大会を開いただけだった。学生たち約700名は羽田空港のロビーを占拠し、これを排除しようとする警官隊との間で乱闘が繰り広げられた。

岸首相は、1月19日安保条約に調印、事前協議に関する交換公文、安保協議会設置に関する往復書簡を交わした。翌20日、社会党は「岸内閣を打倒し、新安保条約批准阻止」の声明を発表した。

1月30日、第34通常国会が再開された。社会党は国会論戦に向けて「安保改定対策特別委員会」を設置するとともに、院内闘争と国会の外の連携した闘いを展開する方針を立てた。

2月5日、新安保条約、地位協定、二つの付属文書が衆議院に提出された。国会論戦の開始であるが、その内容についてはすでに記したので、国会の外の動きを中心に記していく。

**統一行動の展開** 国民会議は、1月28日、国会審議の開始を前にして、第四回代表者会議をひらき、新条約廃棄を求めて、第十二次（2月25日）、第十三次（3月19日）、第十四次（4月1日～7日）、第十五次（4月15日～26日）と統一行動を展開した。

自民党は、国会の会期が5月26日までとなっていることから、4月25日頃までに衆議院の承認を得るというスケジュールをたてた。これを阻止すべく社会党は質問戦を強化すると同時に、院外闘争の昂揚を図った。第十五次統一行動において、連日波動的な国会請願が行われ、26日には「10万人請願」を実施、労働組合でも23単産でストライキが行われ、42都道府県239箇所で大規模な集会が行われた。4月15日と26日には、学生たちのデモが警官隊と衝突し、国民会議は学生たちに反省を求めることも行われた。

5月に入り、国会の状況は厳しくなっていた。議事の引き延ばしに限界が見えてきたのである。国民会議は5月4日の幹事会で、5月9日から26日を第十六次統一行動として取り組むことを決定した。

衆議院安保特別委員会は、5月13、14日中央公聴会、15、16日には大阪、福岡、仙台で地方公聴会を開いた。このような国会の動きに対応し、国民会議は連日の国会請願行動の

---

<sup>17</sup> 『社会新報』、1958年10月15日付。

なか、14日には「非常事態宣言」を発し、小雨のなか二度目の10万人動員を実施した。社会党は「全党員東京へ結集せよ」という指令を発した。19日午前10時に党本部へ集合して非常配置につき23日まで泊まり込むというものであった。15日社会党は、全国の反対闘争を国会に集中する、採決強行を阻止するためにあらゆる戦術をとる、労働組合に実力行使を求めるなどの方針を確認した。

17日、社会党は民社党に安保阻止の共闘を呼びかけたが拒否された。18日、社会党は非常態勢をとった。

**5月19日** 19日、自民党は衆参両院議長に会期50日間の延長を申し入れるとともに、安保特別委員会の審議を打ち切る姿勢を示した。この動きに国会は騒然となり、衆議院議会運営委員会理事会では会期延長の話し合いがまとまらずいったん散会となった。その直後、荒船清十郎委員長は議院運営委員会の開会を宣言、自民党だけで会期延長を決めてしまった。この暴挙を知った社会党議員は本会議の開会を阻止しようと衆議院議長室前の廊下に座り込んだ。

国民会議はその日午後、緊急動員をかけ、国会周辺には、人びとが集まってきた。数万人の人びとが国会を取り囲んだ。

午後9時30分、清瀬一郎衆議院議長は警官500名の派遣を要請、10時24分自民党の安保特別委員長は突如開会を宣言、会議は大混乱となり、何も聞き取れない状況がつけられた。自民党は、この騒乱のなか、たった2分間の間に、質疑打ち切り、新条約の承認、新協定の承認などが多数で可決されたと主張した。

そして国会内に導入された警官隊が、社会党議員や秘書団のごぼう抜きを開始した。11時48分、自民党議員に担がれた清瀬議長が本会議場に入り自民党議員の出席だけで開会を宣言、会期50日の延長を可決、さらに20日0時6分、討論抜きで新安保条約などの採決が行われた。野党や自民党反主流派も出席していなかった。記名採決も行われず、起立多数ということであったが、衆議院定数の過半数に達しない132人であったという。

自民党だけで、会期延長を強行採決し、審議もせずに新条約その他を強行採決したのは、暴挙以外のなにものでもなかった。この暴挙は、国民に強い、強いショックを与えた。国民の怒りがわき上がった。

**湧き上がる怒り** 民主主義、議会制民主主義を踏みにじる岸政権の暴挙に対して、安保反対、民主主義擁護の広汎な闘いが繰り広げられた。第16次統一行動の一環としての5月26日の集会デモには、全国54万人、東京17万5000人が集まり抗議行動を展開した。そして三回にわたる政治ストライキが闘われた。6月4日（第17次）560万人、6月15日（第18次）581万人、6月22日（第19次）540万人、これに多数の市民学生が加わった。

国会、首相官邸、アメリカ大使館には連日デモが押し寄せた。6月4日15万人、11日23万5000人、15日13万人、18日33万人。15日にはデモ隊が右翼暴力団に襲撃され多数のけが人がでた。そしてその夜、国会構内に入った全学連（主流派）の学生に対して警官隊が警棒を振り回して殺到、そのなかで女子大生・樺美智子さんが殺害された。その後も警察機動隊と学生を中心としたデモ隊との衝突があり、約1000名が負傷した。17日、主要7新聞社が「暴力を排除し、議会主義を守れ」と題する共同宣言を掲げるということがあった。この日、財界4団体も同様の声明を発表した。この共同宣言は、岸内閣の「暴力」には目を瞑り、国民の運動に対し冷水を浴びせる行為であった。

6月19日午前零時、かくも大衆運動が盛り上がるなか、新安保条約は「自然承認」を迎えた。23日には、厳戒態勢の中、藤山外相とマッカーサー駐日大使との間で批准書が交換された。

7月2日（第20次）国民大会において、「新安保不承認」の宣言がなされた。その宣言には「わたくしたちは、新安保条約の批准に反対して、力一杯の努力をつくしました。国民みんながあらゆる手段で抵抗しました。そこから日本の民主主義と平和を愛する国民の確信が新しく芽生えてきました」とある。7月3日（第21次）、新安保不承認、国会即時解散要求の国民大会が開催された。第23次の10月まで運動は続き、その間、岸内閣は7月15日総辞職した。

この60年安保闘争は、広汎な人々の意思を結集した一大民主主義運動であった。労働組合だけではなく、「声なき声の会」をはじめとした市民、そして学生が全国各地で運動を繰り広げた。この闘いのなかで労働者も、市民も多くのことを学び、そしてその後の様々な闘いに活かされていった。そのなかで高度な政治課題を身近な具体的要求と結合させていくことの大切さが浸透していった。

しかしこの安保闘争からもっとも深刻に教訓を引き出し、その後の施策に役立てていったのは、支配層であった。

なお、国民会議は、そのあと「安保条約反対・平和と民主主義を守る国民会議」として再発足した。安保闘争における国民のエネルギーを貴重な財産として、ミサイル配備反対、日中国交回復などを当面の目標として「安保条約を廃棄し、憲法改悪を阻止して日本の平和、独立、民主主義を守るためには国民の団結と統一行動の積み重ねがどうしても必要」という認識の下に再発足したのである。1961年3月のことであった。

## （2）静岡県民の闘い

### 安保条約改定阻止県民会議の結成

4月3日、日本社会党静岡県支部連合会は、「『安保改定阻止』県民運動展開の件」を各支部に通達した。それは、日米安保体制を打破し、同条約を解消することを目的とするも、当面日米安保条約の改定、日米軍事協力の強化に反対し、改定交渉の打ち切りを求めるとし、すべての労働団体、農民組合、青年婦人団体が中核となり、それに平和団体、民主団体、個人の参加を求め、各地に共闘会議を結成していく、というものであった<sup>18</sup>。

静岡県では4月6日、県労働会館で「安保条約改定阻止静岡県民会議」の準備会が開かれ、翌7日県下の共闘組織として「安保改定阻止県民会議」が、県労働会館で結成された。議長には社会党の神成昇造が就任、加盟団体として、社会党県連、県評、県原水協、日中友好協会県連、憲法擁護連盟、県青年婦人会議、県学生自治会連協、婦人団体、県農民組合連準備会、沼津地区労、遠労、全損保、県青年団協議会、共産党、うたごえ、静岡地区会議、富士地区会議、清水地区会議、焼津地区会議、伊東地区会議、民科、社協を予定していたが、6月段階で正式に加盟したのは社会党、共産党、県評、県青年婦人会議、県学

<sup>18</sup> 『静岡県史』通史編6、近現代二では、安保闘争に関してこう記述されている。「静岡県でのこの運動は始動も早く」、3月1日、焼津市で開かれた原水爆禁止日本大会で安保条約改定阻止の決議があげられ、それをうけて3月15日に静岡市で1000人が集まる「安保条約改定阻止県民大会」が開かれた。「これは、地方における安保闘争の注目すべき立ち上がりであった」と。

連、県原水協、母親の集い連絡会、県農民組合連準備会、社会主義協会、商工会だけであった。静岡においては、いわゆる「社共共闘」（共産党は、幹事団体の呼びかけに応じて参加した実行委員会の一員）とそれを取り巻く様々な市民団体、そして労働組合によって県民会議が結成されたわけである。

同県民会議は、「警職法改悪反対県民会議」の延長として組織されたのだが、安保反対闘争は最初から大きな運動として存在したわけではなかった。ただし、全国的に見て、静岡県の取り組みは早かったといえよう（18番目）。

4月15日、県労働会館において、「安保条約廃止・改定阻止静岡県民大会」が開催され、300人が集まり、勝間田清一社会党政策審議会議長が「安保体制と日中関係」として講演を行った。

県民会議は、当面の闘争方針として、労働組合の職場集会、地区ごとの集会、街頭宣伝、講師団の組織化、討議資料の配付などを提起した。5月25日にも集会が行われたが、県庁前での集会は1200名、浜松では遠労会議加入の労働組合を中心に500名あまりが労働会館に集まった<sup>19</sup>。

### 闘いを昂揚させるために

6月18日、安保改定阻止県実行委員会が開かれ、6月25日の統一行動当日は、労働組合は職場集会、地域ごとに集会・討論集会を開催するなどが討議された。6月25日は全国的に第三次統一行動が企画されていたからであった。全国で10万人が参加したこの日、東京では3万人の集会が開催され、県民会議はバス3台を仕立てて120人を送った。彼らは集会の前に渋谷南平台の岸信介私邸付近で無届けのジグザグデモを行い、氣勢を上げた<sup>20</sup>。

県民会議は、安保闘争を闘うためには学習が必要であることに鑑み、講師団を組織した。7月16日には第一回講師団会議が開かれた。講師団には、鈴木安蔵、浅田光輝、秋沢修二、柴田高好、原口清ら静岡大学関係者の外、弁護士の大蔵敏彦も加わっていた。

7月25日の第四次統一行動では、県内各地で集会や講演会、映画会などが開かれ、約3万人が参加した。静岡市では県庁前広場で開かれた。安保闘争は、ここで盛り上がりを見せた。

8月1、2日の両日、社会党県連は第17回定期大会を開いた。そこでも安保闘争について議論が行われた。議案書の「安保闘争に全力を挙げよう」という項目の最初に記されているのは、「安保は、警職よりむずかしい」ということばであった。さらに「警職はひとくちで説明できたが、安保は30分かかる」、「警職や原水禁は、県民の身近な問題を捉え、被害者意識を強くアピールし、理性と感情の両面から運動を組織できたが、安保は運動の目標が「抽象的」であり、直線的な反射意識が出てこない」とも記されている。この時期、安保問題がなかなかひろがりをもてなかったことがうかがわれる。それは安保改定阻止の地区会議がなかなか結成されなかったことにもうかがえる。県民会議は、7月に「地区会議結成方促進」を求める文書を送ったのだが、この段階で結成されていたのは、静岡、富士、伊東の三地区だけで会った。

社会党県連は、そうした状況を克服すべく、7月19日、「安保条約改悪阻止闘争県連活動家講習会」を開催した。山花秀雄、高沢寅男らが中央から派遣され、情勢、改正の問題

---

<sup>19</sup> 『朝日新聞』1959.5.26付。

点、闘いの進め方などが話された。

### **全労会議からの要請**

県民会議はその結成にあたって全労会議にも呼びかけを行っていたのだが、態度保留ということであったために、「できる範囲で共闘するよう呼びかける」という方針で全労会議には臨んでいた。

7月23日、その全労静岡地方会議から社会党県連に対して「安保条約改定に関する要請」なる文書が送られてきた。その内容は、第一に全労会議は安保条約改定に反対であること、第二に、改定阻止のための組織として県民会議などがつくられているが、そこに共産党が加わっているために「広く民主的な組織として発展し得ない」、したがって第三に全労会議は独自の反対運動を行う、というものであった。さらに全労会議は、共産党をはずした組織を再編成すること、安保条約解消に向けての具体案を提示すれば社会党が進める安保改定反対闘争に「全面的に協力」する、もしそうしないなら「(全労地方組織に対して)加入を執拗に迫るが如きは意識的な組織攪乱行動とみなして対処するつもりである」と主張してきたのである。

それに呼応して、8月3日、浜松市の東海精密労働組合が、「安保条約改定に関する要請」を、社会党県連宛に送付してきた。同労組は全労会議加盟組織であり、「安全保障条約改定絶対反対」を確認すると同時に、「深い配慮」をもって「適正な方針」を打ち出すことを求めたのである。8月12日には、中部電力労働組合静岡支部も「安保条約改定反対職場大会」をもったうえで、全労静岡地方会議とほぼ同様の内容をもつ文書を送付してきた。これらの要請にどう対応したかは不明であるが、県民会議は共産党を含めたまま運営されていった。

### **その後の動き**

県民会議は、8月6日の第五次統一行動、9月8日の第六次と、それ以後も中央の統一行動と歩調を合わせて、県民会議は様々な運動を進めた。9月19、20日には、安保討論集会が開催され、「安保と県民生活」、「安保と労働運動」、「安保と核武装」、「中立政策」について講演と討論が行われた。安保とみずからの生活や運動とをつなげる意図のもとに行われた。

県民会議は10月23日、安保講師団会議を開催した。安保改定反対が労働組合にもなかなか浸透していかないことから、意見を聴取したのである。そこでは、労働組合のマンネリズム、「合理化と安保問題」とを結びつけることの難しさ、労働組合の学習会での参加が少ない、などの意見が出された。そして、「県文化人懇談会」を結成して、多くの文化人を結集し、小集会にも対応できるようにしていくという方針が出された。

その後第七次行動として、11月には自動車パレード、「講演と映画の夕べ」、街頭演説会、市町村への請願運動、総決起県民大会など多彩な運動が繰り広げられた。

東京では11月27日、第八次統一行動のなかで労働者や学生が国会構内に入ったことが「暴徒乱入」と報道され、東京での運動にブレーキがかかった(この事件を契機に、政府は「国会周辺デモ規制法案」を提出し、街頭行動を抑圧しようとした)が、静岡県ではこの頃から運動が活発化した。この日、労働組合を中心に全地区で総決起大会、提灯デモが

---

<sup>20</sup> 『静岡県労働運動史』、887頁。

行われた。また年末にかけ小笠地区、藤枝地区に地区会議が結成され、安保改定反対の青年学生共闘会議も組織された。この運動のたかまりは、安保条約の調印が1月中旬に予定されていたからでもある。

### 1960年の闘い始まる

安保改定が予定されている1960年を迎えた1月、県民会議は、「『安保改定調印阻止・平和と権利を守る500\*。静岡県民平和大行進』」を展開した。岸訪米反対、安保条約調印反対の意思を静岡県で表明するために取り組まれた県の独自行動であった。東は、伊豆下田や小山を出発、西は湖西市鷲津、天竜を出発し、15日に静岡で合流し、同日午後駿府公園で開かれる「県民抗議大集会」に参加するというスケジュールであった。今までこうした運動が行われてこなかった農山漁村を中心に行進して「県民世論を喚起する」という目的をもったもので、「安保という高度の政治課題を掲げた運動であったにもかかわらず」<sup>21</sup>、行進団は各地で歓迎を受け、農民、宗教者などの参加もあり、また労働組合員の参加が予想の二倍を超えるなど、「予想以上の闘うエネルギーが蓄積されていた」と評価された。平和大行進は、7日間でのべ500\*以上、行進参加者は約17万人であった。そして15日午後1時30分から静岡駿府公園で開催された県民総決起大会には約1万人が参加するほどであった。

その翌16日、岸首相、藤山外相ら全権団が、新安保条約調印のためにワシントンに向けて出発した。この日、羽田空港では全学連の学生が空港ビル内で座り込みを行い、他方安保改定阻止国民会議は日比谷公園で、2万人が参加して調印反対中央大会を開催した。新安保条約は、1月20日に調印された（1月14日から16日にかけての行動は、第11次の統一行動であった）。

**三池闘争** 安保闘争が闘われた1959年から61年にかけて、日本経済は大きく成長した。この成長は「岩戸景気」と名づけられた。この成長とともに、深刻な公害もその残酷な姿を現してきた。熊本水俣病の原因が「新日本窒素」（チッソ）の廃水が原因であるという事実も明確になっていた。

また経済成長は、産業構造も大きく変化し、斜陽化する産業も出てきた。石炭産業はその代表的な産業であった。石炭から石油へというエネルギー転換が行われたからである。1959年1月、三井鉱山は6000人の希望退職の募集、大幅な賃下げ、労働条件引き下げを労働組合に提示した。三池炭鉱労働組合連合会は、合理化案撤回を求めて連続ストライキで抵抗したが、4月には1300人余の退職を受け入れて妥結した。8月になって会社側はさらに4580人（三池炭鉱は2210人）の人員削減などの合理化案を提示してきた。三池以外の炭鉱では希望退職が予定人員に達したが、三池炭鉱では142人しか退職に応じなかった。11月、中央労働委員会が斡旋に入ったが成功せず、また団体交渉は決裂に終わった。会社側は1492人に対し指名解雇を勧告してきた。しかしそのなかには、組合活動家、社会党員、共産党員が多く、労働組合の力量を削減する目的であることが明らかであった。12月、組合は解雇を「返上」、会社側は1214人の解雇を通告し、労使の全面对決となった。

1960年1月会社側は三井鉱山のロックアウト（組合の争議行為に対抗しての一時閉鎖）を開始、組合側も無期限ストに突入した。会社側は第二組合をつくり、全組合員1万5000

---

<sup>21</sup> 「第十一回実行委員会報告」。

人のうち 3600 人を組織化し、組合の切り崩しに奔走した。さらに 3 月になって、会社側は第二組合とともに、棍棒や竹槍を持った外部勢力を導入し、労働組合に襲いかかった。組合側に 100 人あまりの重軽傷者が出た。さらに会社側は暴力団を送り込み、組合員ひとりを殺害した。

こうした事態の中、中央労働委員会は会社側の提案通りの斡旋案を提出、組合側は指名解雇を希望退職にするという組合側に厳しいものであった。4 月炭労は臨時大会を開き、斡旋案を否決、闘争が再開された。7 月には、組合側は全国的な支援を受け、強硬方針をもった会社側・第二組合との激突が予想された。福岡地方裁判所は組合側のピケットを排除する仮処分を決定、警察官 1 万人が動員された。こうしたなか、池田内閣の労働大臣に就任した石田博英は事態収拾に動き、中央労働委員会の斡旋案が示された。解雇された者は自発的に退職したものとする、という組合側に不利な内容であったが、9 月炭労は斡旋案を受諾、11 月ロックアウトが解除され第二組合員の就労となった。

組合側の敗退であった。会社側は、こうした労使の対決においては、なりふり構わずに攻撃してくることを示した。

この三池闘争は安保反対闘争とも密接に連動していた。4 月 22 日、総評と安保改定阻止国民会議は、三池闘争勝利獲得・安保改定阻止中央決起大会を開き、三井鉱山本社にデモ行進を行った。静岡県の労働組合も、安保闘争を闘いながら、三池労組からの「オルグ」（組合や政党の組織拡充などのため、本部から派遣されて、労働者・大衆の中で宣伝・勧誘活動を行う人）を受け入れ、あるいは組合員を三池に派遣するなど連帯した闘いを組んだ。二つの闘いは、相互に支えあいつつ行われたのであった。社会党県本部は、三池闘争について、「総資本と総労働の階級闘争として、安保闘争、春闘の中での三井三池の闘いの果たす役割は、全体の闘いを左右する重要な闘いであって、労働者階級に加えられている攻撃の集中的な現れであり、それだけに三井三池の闘いに勝利することなしに全体の労働運動の前進は勝ちとれません」<sup>22</sup>としていた。

しかしその後、新安保条約の自然成立とともに安保闘争が沈静化していくなか、三池闘争も抑え込まれ、組合側が実質的に敗北し、その後の労働組合運動に大きな影響を与えることとなった。

### 新安保調印後の闘い

1960 年 1 月 27 日、日本社会党は「安保条約改定阻止闘争方針」を中央委員会で確定した。重点とされたことは、「国民の中になお広汎にのこっている無関心層への啓蒙をすすめながら、より強力な抗議闘争をくむこと」と、「国会における改定条約審議の重要な局面において、国会内における闘争と結合して、労働者、農民、市民、青年婦人、文化人のあらゆる国民諸階層の総決起による闘争を組織し」て「総力をあげて闘う」というものであった。

2 月 6 日、静岡労働会館で県民会議の第 11 回実行委員会が開催され、30 名が参加した。県民会議は、今までの闘いを振り返った。昨年 4 月に県民会議が結成されたわけであるが、実際の運動は 7 月以降に展開されはじめたこと、「安保はむずかしい」ということから教宣活動に精力的に取り組まなければならなかったこと、これらを克服していった成果が、1

---

<sup>22</sup> 「三井三池闘争報告集会開催について」、1960 年 1 月 26 日。

月の平和大行進であり、県民総決起大会であったことが指摘された。この段階で地区会議が結成されていないところは、湖西と引佐（現在浜松市北区）のみであった。そして当面のスケジュールが示された（2月25日第12次、3月19日第13次）。

県民会議は、3月12日から一泊二日で「安保県活動家討論集会」を実施した。衆議院議員勝間田清一が「政治・軍事面から見た安保体制」、静岡大学教員浅田光輝が「経済面から見た安保体制」、県評事務局長齊籐新二が「安保闘争の戦略・戦術」を話し、そして討論が行われた。出席者は約50名であった。そこでは、全町村・部落・学区に地区共闘を、職場にストライキ態勢を、統一行動を成功させよう、と決意が固められた。

3月19日の第13次統一行動では、労働組合は時間外職場集会を持つ、各地区では集会デモを行うと同時に、静岡市では「静岡県公安条例廃止」の要請行動が行われ、また東京へも50名が派遣された。4月上旬に予定された第14次は、各職場、各地区で独自の闘いを組み、統一的な集会デモは行わなかった。第15次は2回に分けられ、4月15日の第一波行動では各地区で総決起大会を、26日の第二波では19ヶ所で総決起大会・提灯デモを行うとともに、東京への「10万人動員」に取り組んだ（静岡県から105名）。またこの頃「沖縄祖国復帰平和大行進」が行われた。4月12日新所原で愛知県から引き継ぎし、23日に熱海吉浜で神奈川県側に引き継ぐというもので、これも県民会議が取り組んだ。安保と沖縄は密接につながっているからであった。

第16次統一行動は、地域で署名活動を行い、国会情勢が緊迫する中、5月14日、約250名が日比谷野外音楽堂を中心とした国会請願に参加し、また「安保改定批准阻止・衆議院解散要求国民大会」に参加した。

### 闘いの昂揚

5月19日、岸内閣の強行採決は、静岡県民のさらなる怒りを引き出した。県民会議は、「暴力団、警察官を導入し、自民党だけで単独強行突破した「会期延長、安保批准」は無効であることを確認」し、「この事態を民主的に解決するためにすべてを白紙に返し、岸内閣の総辞職、国会解散」を闘いとるとして、26日午後から各地区で街頭宣伝行動、署名活動を展開、夕方には「岸内閣打倒、国会解散、安保批准阻止」の地区総決起大会を開き、また同時にこの日から一泊二日で国会へ約300名を派遣した。また19日から23日まで社会党県連合は独自に連日50名を東京に派遣し、27日から29日まで県内各地で（街頭）演説会を行い、岸内閣の暴挙を糾弾した。

6月2、3日、4日に予定されているストライキ支援のための県民宣伝隊が編制され、午後3時から7時まで30万枚のチラシを配布した。

6月4日の第十七次統一行動では、全国の総評系労組を中心にストライキが実施され、全国で560万人が参加した。国鉄労働組合（国労）は東京中心にストライキを敢行し、列車等の運行に大きな混乱を引き起こしたが、国労静岡は大垣電車区に150名の支援動員を行い、沼津、静岡機関区、富士電車区で職場集会を開催した。このストライキは、社会各層の支持を受けた<sup>23</sup>。このほか、自治労や県教組など公務員系労組は職場集会を開催、私鉄もストライキで闘った。各地区でも総決起大会をもち、街頭・戸別署名活動に取り組んだ。

---

<sup>23</sup> 国鉄労働組合静岡地方本部『二十年史』。

また6月1日、9日には、商工業者による自動車パレードも行われた。

6月10日、アメリカ大統領の秘書・ハガティ来日に対して、アメリカ大使館宛に抗議電報を打った。羽田空港に降り立ったハガティは学生労働者のデモに囲まれ、アメリカ海兵隊のヘリコプターで脱出するという事態になった（「ハガティ事件」）。

そして翌11日、第十八次の統一行動が取り組まれた。全国366ヶ所で集会（250万人参加）が開催され、東京には23万余が集まった。県民会議は東京にバス23台で1300人を派遣し、各地区で「静かなデモ」を敢行した。翌12日から14日まで農村を重点とした街頭宣伝活動が行われた。そして15日、第二次全国ストライキが行われた。ストライキ、職場大会などがおこなわれ、581万人が参加した。静岡県でも国鉄労働組合浜松機関区を中心に貨物列車を中心に実力行使を行い、全通も早朝の職場集会を行った。

6月19日の「自然承認」を前にして、総評は22日の第十九次統一行動において、岸内閣打倒・国会解散を求めてゼネラルストライキで闘うことを決定した。この統一行動には、540万人が参加した。

静岡県でも大きな闘いが展開された。静岡駅では国労、動力車800人、支援の労組員など500名が集まり、また沼津、浜松、富士、熱海でも、ホームや線路に、21日午後7時から22日の朝7時まで徹夜で座り込み、職場大会を実施した。その結果、東海道本線23本、身延線4本、御殿場線3本が1時間から5時間の遅れを出し、運転休止は東海道線で49本となった<sup>24</sup>。ただ関西方面に向かう修学旅行列車だけは通過していった<sup>25</sup>。22日朝、各駅に乗客説得・組合員防衛のため、県民会議は100名から500名を動員したが、乗客からの抗議はまったくなく、汽車の窓や待合室などから支持と激励の言葉が届けられた。国鉄労働者の闘いには静岡県評から5000名が参加した<sup>26</sup>。また全通は5支部で、電通も1時間の職場大会をもった。静岡市などでは、公務員が朝8時から9時半まで、2000名を集めて合同職場大会が開かれた。その他熱海、大仁、三島、御殿場、清水、島田では地区集会が開かれた<sup>27</sup>。

7月2日、「新安保無効」「国会解散」を求める県民会議の集会・デモが、静鉄管理局前で2000人が集まり開催された。予想された国鉄労働者の処分に対する抗議行動でもあった。この日、県下4ヶ所で市民大会、下田など7ヶ所で集会がもたれた。<sup>28</sup>

### **安保闘争の総括**

7月6日、社会党県連は執行委員会を開き、「安保闘争、今後の闘争方針について」議論した。「成果」として、「新安保を最悪の条件で強行することを余儀なくさせ、圧倒的多数の国民が認めない、対外的には不安をいだかせる条約にさせた」、しかし新安保の成立を許してしまった点を「きびしく確認しなければならない」、「ただし客観的にも、主体的にも空文化させる条件をかちとった」とした。そしてアイゼンハワー大統領の訪日を阻止できたこと、さらに「質的、量的に飛躍拡大した大衆闘争によって、岸退陣を余儀なくさせた」ことを評価した。大衆闘争については、「国民主権と抵抗権の思想が国民自身

---

<sup>24</sup> 「6・22 闘争に関する報告書」（社会民主党県連合所蔵資料）。

<sup>25</sup> 前掲『二十年史』。

<sup>26</sup> 前掲「6・22 闘争に関する報告書」。

<sup>27</sup> 前掲「6・22 闘争に関する報告書」。

<sup>28</sup> 『朝日新聞』1960年7月3日付。

のものとなり、国会請願運動、解散要求のように、直接政治参与という民主主義の精髓を  
実現する要求として現れた。民主主義擁護の自信と確信」と解説している。

「欠陥」として、県民会議に対する社会党県連の政治指導の弱さをあげている。内容として  
は「県評におぶさり、県評の計画に従って動く」ことがそれであり、原因としては「党  
員数の絶対量・質の不足、幹部が労組の上に乗った議員であり、労働組合に自由にも  
のが言えず、遠慮がち」であったことがあげられた。この「欠陥」は、社会党が構造的に抱  
えていた問題点でもあった。

そして今後の闘いとして、安保闘争に関しては、「新安保条約不承認」を基調とし、そ  
の死文化、空文化に追い込むこと、岸内閣政権を阻止し、社会党を中心とする選挙管理内  
閣の樹立、国会即時解散、不当弾圧反対を目標として闘いを組んでいくことが論議された。

8月末、静岡県評も「闘争の成果と反省」を議論した。「この安保闘争のような経験を、  
われわれはかつてもったことはなかった。長く、かつ苦しい闘いであったが、その成果は、  
これまでのいかなる闘争の成果よりも、はるかに偉大である」とし、「総評を中核とする  
国民会議の指導のもとに集会、デモ、署名、請願、実力行使をくりかえして闘い、闘いの  
たびに戦線をひろげ、県民的な結果に成功した」、「八次にわたり 6000 名をこえた東京動  
員は、参加した組合員の政治意識を高め、かつ、県内闘争を盛り上げる上で大きな役割を  
果たした」などとし、6月に「労働組合が断乎として政治ストにとりくむことが出来た。  
国民に支持され国民の声を代表して闘い・・・敵権力を追いつめたことの偉大さ、世界にも  
例のないこの闘いについて、誇りと自信をもって評価することが大切である」とその成果  
を強調した。しかし、「反省」として、労働組合の闘いが、「国鉄、動力車、全通、全電  
通中心の闘い」となり、教組、高教組、自治労などが「指令の返さない指令内容を勝手  
に薄め、行動を下げる傾向」があったこと、さらに民間労組の動きがにぶかったことが指  
摘された。まさに日本の労働運動の特質が、この安保闘争に如実に現れていたといえよう。

この後、安保闘争は沈静化していったが、この闘いは日本において、もちろん静岡県に  
おいても、戦後史の最大の闘いとして位置づけられる。だからこそ、戦後の社会運動史に  
おいて、その闘いの内容と成果と弱点は書いておかなければならないのである。

## おわりに

戦後の社会運動の歴史のなかで、これほどの人々が参加したことは他にはなかった。  
運動の経緯をみると、5月19日の岸内閣による強行採決に、民主主義の危機を感じ取っ  
て参加してきた人々が多かったようだ。しかしそれとて、社会党、共産党、総評などの  
労働組合、様々な民主団体の粘り強い闘いが展開され、安保条約の問題点が少しずつ人  
々に浸透していたことがあったからである。そして、運動の中心となった組織では、安  
保条約などに関わる学習活動がきわめて熱心に行われていた。残された資料には、学習  
討議資料が無数に綴られている。同時に、学者たちも講師として労働者の中に入り、安  
保問題を熱く語りかけた。警職法闘争も含めて、大きな闘いには必ず広汎な学習活動が  
存在している。もちろんその学習は、マスコミを通してではなく、闘う組織を通して行  
われたものであった。マスコミは、6月17日の主要新聞社7社による「共同宣言」にみ  
られるように、最終的には権力の片棒を担ぐ。権力による暴力には沈黙し、その暴力の

もとでの抵抗を暴力として非難するという、およそジャーナリズム精神とはかけ離れた行動をとるのである。

さて「日米安全保障条約とは」で記したように、「全土基地方式」、米軍による基地の自由使用などを本質とする安保条約は今も存在し、それ以上に日本の自衛隊が米軍の指揮下に、海外で軍事行動を展開する法整備（通称「戦争法」）もはじめられている。まさに平和主義を原則とする日本国憲法が蚕食されてきている。

だからこそ、2015年には、国会周辺を中心に「戦争法」反対の闘いが繰り広げられた。市民、学生、子どもを連れた女性、労働者、現役を退いた人々などが、「戦争法」反対の声を上げていたし、今も上げつづけている。

しかし、1960年の安保闘争時、闘いの中心となっていた「組織された労働者」はほとんどその姿を見せなかった。1980年代に、政府に批判的な労働組合をつぶすというきわめて政治的な「民営化」政策により、また組合側の「労戦（労働戦線）の統一」という動きの中で、労働運動は解体されてしまったのである。さらに60年安保闘争の中核としてあった日本社会党（社会民主党）はその後議席を大きく減らし、今や政治的な影響力を失いかけている。1990年代の「政治改革」（小選挙区制の導入）の波に吞まれ、存在基盤を自ら消し去ってしまったからである。

1960年の安保闘争の中核となった組織を喪失した現在の、そしてこれからの安保闘争は、新しい運動形態を模索している。「安保条約改定阻止国民会議」のような中央機関を持たず、「動員」という方法もない、個人的なインフォーマルなネットワークを通して自主的・自発的に参集し、それぞれの考えに基づいて協力し合う、という運動形態が現れている。この運動形態がどれほどの力を発揮することができるかは未知数ではあるが、しかし現在の社会運動には、日本の場合、これしかない、のである。